

別表第一の三の二 事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法(第四条の十七関係)

区域変更部分	旧指定事業所の区分	旧指定事業所の基準排出量の算定方法		標準排出量
旧指定事業所の区域の全部	特定地球温暖化対策事業所			旧指定事業所の基準排出量
	特定地球温暖化対策事業所でない事業所			基準変更相当量
旧指定事業所の区域の一部	特定地球温暖化対策事業所	条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アの方法	基準期間における区域変更部分についての特定温室効果ガス年度排出量が算定できる場合	実績適正基準量
			基準期間における区域変更部分についての特定温室効果ガス年度排出量が算定できない場合	旧指定事業所の基準排出量の案分量
		条例第五条の十三第一項第二号イの方法	指標適正基準量	
	特定地球温暖化対策事業所でない事業所		基準変更相当量	

備考

- 一 区域変更部分とは、旧指定事業所のうち、新指定事業所の区域の一部となる部分をいう。
- 二 旧指定事業所とは、事業所区域の変更の前に指定を受けた指定地球温暖化対策事業所をいう。
- 三 標準排出量とは、条例第五条の十三第一項第三号に規定する規則で定める方法により算定する量であって、新指定事業所の区域に含まれる全ての旧指定事業所の区域変更部分に係る標準排出量を合計した量が、新指定事業所の基準排出量となる。
- 四 基準変更相当量とは、旧指定事業所の区域の全部又は一部の部分を第四条の十九第六項の状況の変更があった部分とみなした場合において同項の規定により算定される基準排出量に加え、又は減じる量(同項第一号から第三号までのいずれかの方法によるものに限る。)をいう。
- 五 基準期間とは、旧指定事業所の基準排出量の算定に用いた条例第五条の十三第一項第一号又は第二号アに規定する期間をいう。

- 六 実績適正基準量とは、基準期間における区域変更部分についての特定温室効果ガス年度排出量の平均の量(基準期間より後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該平均の量及び当該改定又は変更の内容を踏まえて算定する量)をいう。
- 七 旧指定事業所の基準排出量の案分量とは、区域変更部分の基準変更相当量を、区域変更部分の基準変更相当量と非区域変更部分(旧指定事業所の区域のうち、区域変更部分以外の部分をいう。)の基準変更相当量との合計で除し、これに旧指定事業所の基準排出量を乗じて得られる量をいう。ただし、非区域変更部分が第四条の六の二第四項各号に掲げる事業所に該当する場合にあつては、旧指定事業所の基準排出量から非区域変更部分の基準変更相当量を減じた量とすることができる。
- 八 指標適正基準量とは、旧指定事業所の基準排出量の算定に用いた排出活動指標の区域変更部分についての値に排出標準原単位を乗じた量(旧指定事業所の基準排出量の決定より後に基準排出量の改定又は変更が行われている場合にあつては、知事が別に定めるところにより、当該乗じた量及び当該改定又は変更の内容を踏まえて算定する量)をいう。